

佐賀県指令 28 建設技第 466 号  
平成29年 1月26日

〒849-0902

佐賀県佐賀市

久保泉町上和泉 798-10

(株) 井手解体実業

井手 隆彦 様

佐賀県知事 山口 祥義



### 特定 建設業の許可について（通知）

平成 28 年 12 月 20 日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、  
建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失った  
ので、念のため申し添える。

#### 記

許可番号 佐賀県知事 許可(特-28) 第 10991 号

許可の有効期間 平成 29 年 1 月 26 日から 平成 34 年 1 月 25 日まで

#### 建設業の種類

土木工事業  
舗装工事業

とび・土工工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 12 月 26 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)